

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成27年度第17回(定例会)

署名人 本仲 範男

委員長 添石 幸伸

開催日時 平成27年12月21日(月)

開会 午後2時00分

閉会 午後3時50分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席委員 添石幸伸委員長、神村洋子委員、饒波正博委員、本仲範男委員、渡慶次克彦教育長

議 事 日 程

(4～5は非公開)

- 1 議案第31号 那覇市文化財調査審議会委員及び那覇市文化財調査審議会臨時調査委員の委嘱について
【文化財課】
- 2 議案第32号 那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員の委嘱について 【文化財課】
- 3 議案第33号 那覇市立小学校及び中学校の学校給食費の額の決定等に関する規程の一部を改正する訓令制定について 【学校給食課】
- 4 報告1 平成28年度(28年度～30年度)実施計画の査定結果について 【総務課】
- 5 報告2 平成28年度(28年度～30年度)実施計画の査定結果について(幼稚園関係分)
【こども政策課】
- 6 委員長選挙について

出席職員

【生涯学習部】伊良皆宜俣部長、屋比久猛義副部長

(総務課) 山内健課長、佐久川敏明副参事、田盛善宏主査、伊禮道子主査

【学校教育部】田端一正部長、森田浩次副部長

(学校給食課) 仲程直毅課長、森田勝主幹、和田英夫主査

【市民文化部】島田聡子部長

(文化財課) 古塚達朗課長、山城正章主幹、儀保久代主幹、平山みつの主査、大田成子主任主事

【こどもみらい部】末吉正幸副部長(こども政策課課長兼務)

(こども政策課) 宮城安伸主幹、新垣夏彦主事

会議録作成 (総務課) 赤嶺明日香主査

添石委員長

それでは平成27年度第17回教育委員会会議定例会を開催いたします。本日の会議録署名は本仲委員にお願いいたします。議案第31号「那覇市文化財調査審議会委員及び那覇市文化財調査審議会臨時調査委員の委嘱について」を議題といたします。それでは島田部長、お願いいたします。

島田部長

議案第31号「那覇市文化財調査審議会委員及び那覇市文化財調査審議会臨時調査委員の委嘱について」、那覇市文化財調査審議会委員及び那覇市文化財調査審議会臨時調査委員を別紙のとおり委嘱する。平成27年12月21日。教育長 渡慶次克彦。提案理由、那覇市文化財調査審議会委員及び那覇市文化財調査審議会臨時調査委員の任期満了に伴い、委員を委嘱する必要があるため、那覇市文化財保護条例第4条及び那覇市文化財調査審議会規則第4条の規定に基づき、提案する。ご説明の前に、資料の3ページになりますが訂正がございます。お詫びして訂正を申し上げたいと思います。第5条の招集の所ですが、「必要に応じて委員長が招集する」とありますが、「会長が招集する」でございます。よろしいでしょうか。続いて第6条の庶務のほうですが、「調査審議会の庶務は、教育委員会の文化財課で処理する」とありますが、「市民文化部の文化財課で処理する」が正しくなっております。以前のものを誤って添付したようです。訂正してお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。それでは早速、中身のほうを説明させていただきます。1ページになりますが、今回は那覇市文化財調査審議会委員お一人、12番目の林進治さん、前委員仲程路芳先生のほうから任期満了での引継ぎとなっております。また同じく臨時調査委員の6番目、下郡剛先生、糸数兼治先生の任期満了による引継ぎとなっております。お二人が新任委員となります。よろしくお願いいたします。

添石委員長

それでは本件に関しましてご意見、ご質問ございましたらよろしくお願いいたします。はい、饒波委員。

饒波委員

12番の林さんですけれども、備考で(株)ジャパン・ターフ・サポート沖縄、芝の管理指導とありますが、どういった会社なんでしょうか。

添石委員長

はい、お願いします。

古塚課長

林先生が代表を務めておられます(株)ジャパン・ターフ・サポート沖縄というのは、主に芝の管理を中心とした会社でございます。私どもで管理をしております世界遺産特別名勝の識名園の芝を手入れしていただいております。さらに仲程先生は現代の名工として造園のほうをご担当いただいておりますけれども、林先生は仲程先生と去年、お二人で識名園、そのほかの庭園につきましてもその植栽等についてご指導いただいております。その関係もございまして今回、仲程先生が健康上の理由をもって退任をしたいということでございましたので、林先生にお願いをするということでございます。

添石委員長 ほかいかがでしょうか。はい、渡慶次教育長。

渡慶次教育長 再任が多いんですけれども、任期2年で再任は多い方で何回目くらいですか。

古塚課長 一番多いのは5番目の新城和治先生です。新城先生は昭和48年からずっと委員を務めておられます。ただし、この新城先生につきましては、特に植物社会学という非常に特殊な分野のご専門でございまして、植物それぞれがどのように干渉して繁殖し、あるいは減っていくかということについてのご研究がご専門でございまして。特に那覇市におきましては、ガーナ森にありますナハケハギの指定の際に先生のご尽力をいただきました。那覇市の場合、動物関係は稀に飛来するクロツラヘラサギとか、あるいは稀にセマルハコガメなどが捕獲をされるということがございますけれども、生態として生育しているわけではございませんので、主として植物のほうを見ていただくということで続いております。

渡慶次教育長 専門的な感じがするので、入れ替えというのはあまりないのですか。

古塚課長 実は新城先生にもご相談をして、ご後任をということでお願いをしたのですが、実際にご本人も現時点で先島・ヤンバルを走り回っておられる状況ですので、ぜひ続けたいということがございましたので。

渡慶次教育長 この新城さんに限らず、全体的に入れ替えということはないのですか。

古塚課長 全体的にある程度、それぞれ那覇市に関する文化財に長けた研究などを持っておられる先生方をお願いしております。そのご後任につきましては、なかなかその専門分野の先生方がおられませんので、またなんとかその後任に若手の先生方もということで配置しまして継続でお願いしております。年齢それから性別につきましては、ある程度バランスはとれているかと思っております。

添石委員長 よろしいですか。ほかはいかがですか。はい、神村委員。

神村委員 1ページの中で臨時調査委員という言葉がありましたけれども、臨時という言葉の意味をお伺いしたいのですが。

古塚課長 臨時調査委員は12名の先生方のご専門と異なった分野の調査をお願いする場合には、臨時委員という形をお願いしております。特にこの6名の先生方はそれぞれの分野で、特に1番目の仲先生は造園、それから2番目の肥塚先生は保存科学、それから3番目の前田先生は民族学ですが、特に葬送関係いわゆる古葬式であるとか、死後の埋葬などを担当するご研究でございまして。それからその次の土肥先生は形質人類学、骨を見ていただくということでございまして。それからその次の坂井先生は考古学ということで元文化庁の調査官でいらっしゃいました。特に3番、4番、5番の3名の先生方は銘苺墓跡群の整備に伴いまして、ご専門の先生方も12名の中にいらっしゃるのですけれども、さらに突っ込んだご研究をされておられるということから加わっていただいております。また1番目、2番目の仲先生と肥塚先生につきましては伊江殿内の整備に伴いまして、それぞれのご

専門の分野からご指導をいただいております。また6番目の下郡先生の前任は糸数兼治先生でございまして、元県立博物館の館長でいらっしゃいました。特に漢籍、漢文に明るい先生でございました。けれども、健康上の理由で今回は退任をなさいまして下郡先生は若手ではございますけれども、近世琉球史あるいは中世の日本史に長けた先生でいらっしゃいまして、現在、那覇市内において碑文等の調査などもしていただいております。そういう仏教史跡に伴う研究をしていただいておりますことから、漢籍にも通じていらっしゃるということで、やはり仲先生、肥塚先生と同じく伊江殿内の関係で特にそういう漢籍の関係からご指導いただくということからメンバーに加えさせていただいております。

添石委員長　　よろしいですか。ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ほかに質問等ないようですので、議案第31号「那覇市文化財調査審議会委員及び那覇市文化財調査審議会臨時調査委員の委嘱について」は、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

全　　員　　異議なし

添石委員長　　それでは議案第31号は議決いたしました。それでは引き続き、議案第32号「那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。それでは島田部長、お願いします。

島田部長　　議案第32号「那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員の委嘱について」、那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員を別紙のとおり委嘱する。平成27年12月21日提出。教育長 渡慶次克彦。提案理由、那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員の任期満了に伴い、新たな委員を博物館法第21条及び那覇市立壺屋焼物博物館条例第15条の規定に基づき委嘱するので、この案を提出する。資料1ページをご覧ください。10名の委員がおりますが、今回は3名が新任になります。上から定歳尚子さん、2番目が上間正敦さん、3番目が小那覇安剛さんということで3名の方が新委員となります。1番目の定歳さんにつきましては壺屋小学校の教頭先生でこちらは毎回、壺屋小学校のほうからお願いをしております。2番目の上間さんはタイムス、小那覇さんが新報ということで同じく各マスコミのほうからも文化関係のほうから推薦をいただいております。ほかの委員につきましては再任となっております。以上でございます。

添石委員長　　それでは本件につきまして、ご意見、ご質問ございましたらよろしくお願いたします。私のほうからよろしいでしょうか。委員の選任に関しては特に問題はないのですが、この協議会は年に何回開催されていて、どのようなことが協議されているのか参考までに教えていただけますか。

古塚課長　　この協議会は年に2回開催しております。まず年度の初めに、初めと言いましても途中であります。当年度の事業計画などについてご報告申し上げまして、ご

意見などをいただいております。また2回目は年度末に行いまして、その当年度の実績等についてご報告いたしますと共に次年度のおおまかな予定をご報告してご意見をいただいております。

添石委員長

わかりました。ほかいかがでしょうか。よろしいですか。はい、それでは特段、意見、質問ないようですので、議案第32号「那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全 員

異議なし

添石委員長

それでは議案第32号は議決いたしました。それでは続きまして、議案第33号「那覇市立小学校及び中学校の学校給食費の額の決定等に関する規程の一部を改正する訓令制定について」を議題といたします。はい、田端部長。

田端部長

議案第33号「那覇市立小学校及び中学校の学校給食費の額の決定等に関する規程の一部を改正する訓令制定について」、那覇市立小学校及び中学校の学校給食費の額の決定等に関する規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり制定する。平成27年12月21日提出。教育長 渡慶次克彦。提案理由、那覇市学校給食費検討委員会からの報告を踏まえ、那覇市立小学校及び中学校の学校給食費の額の決定等に関する規程の一部を改正する訓令を制定するためこの案を提出する。詳細については学校給食課がご説明申し上げます。

仲程課長

10ページをお願いします。今回の規程改正でございますけれども、主な改正については給食費額の改定になりますので、先日、給食費検討委員会の報告書のほうを提供いたしましたけれども、改めて今回、資料としてお手元にあるかと思いますが、この報告書の中で2、3点ポイントだけを説明いたしまして、その後、規程のほうにご説明を変えさせていただきたいと思います。報告書の6ページをご覧になっていただきますでしょうか。6ページのほうは基本物資ということでパン、米飯、牛乳それから7ページのほうは学校給食用に一般物資ということで缶詰とかレトルト食品とかあるいは調味料とかという物資になりますけれども、学校給食会で取り扱っている物資について、食材の値上がり状況がこれで確認できると思います。まず6ページのほうですが、上のほうにコッペパンと食パンがございます、真ん中辺りで米飯、それから次の欄で牛乳ということで、下のほうに価格の推移を平成22年度から27年度にかけて示してあります。パン価格については22年度から右肩上がりで少しずつ値上がり、それから給食牛乳も同じですね。それから米飯ですが、これは豊作だということで一時期価格が下がったということがございますけれども、全体としては若干の値上げ、グラム単位で計算しますと若干の値上げという状況がございます。それから7ページですが、26年度と27年度をご覧になっていただけますでしょうか。26年度の備考で、物価上昇で大体1.98、26年度の消費税アップ分で3と合計しますと4.98、

前年度に比べて価格が上昇していると。それから27年度につきましても似たようなもので、円安傾向が続いているということで、輸入物資等々のいわゆる価格上昇それから新興国の人件費が高騰しているということもありまして、輸入物資に対しましては値上げがあると。トータルしまして平成22年度から27年度、前回の改定額以降比べますと、111.9ということで値上がりがあるという形になっております。これがいわゆる物資の値上がり状況でございます。続きまして8ページ目をご覧くださいになっていただけますでしょうか。具体的な学校給食費の算出についてとなりますけれども、学校給食において所要栄養量の基準を充足するということが標準的な食品構成を示したものが文部科学省のほうから提示されております。それらに必要な費用を私共5つの調理場の、平成26年度の10月と11月それから平成27年度の5月と6月に使用した食材の1グラム当たりの単価を試算しまして、それをこの表に当てはめましたが、この表の左側に区分という欄がございます、これが食品構成表です。主食、牛乳があつてその次におかず、砂糖類、豆類、肉類とかいろいろございます。それから右に2つ程よって摂取量というのがあります。パン55グラム、米飯70、牛乳206グラムなど。この摂取量が標準的な1食で取るべき摂取量ということになっております。このグラム数に左側のそれぞれのおかず部分で、先ほど試算をしましたグラム当たりの単価がいくらですよというのを過去使用した食材価格から導き出しておりますので、それを掛けたものが一番右側の価格になると、これをずっと下のほうでパンの場合、米飯の場合ということで合計したのが1食単価になります。これが241.591円と249.911円というそれぞれの1食単価です。これを下のほうの欄で1年分に計算をし直すということで、給食回数は200回予定しております。200回を11ヶ月に分けて徴収をするという形を取っておりますので、それぞれ算定をしましたら4,502円。中学校で5,059円。端数のほうは切り捨てをいたしまして、今回4,500円と5,000円としたいと、上昇率としては小学校で4.65%、中学校で4.17%としたいという欄でございます。ここが具体的な算定資料でございます。続きまして9ページについては、その1食の中でいわゆる主食と副食、おかずの部分の割合を算出してあります。上が小学校部分で下が中学校部分ですが27年度をご覧くださいになってもらいますでしょうか。副食の割合が55.3%となっております。これは小学校です。中学校は56.6%、左側のほうの欄を見ていただけますでしょうか。それぞれ22年度の改定時につきましては57.9%、おかず部分で小学校ですね。中学校が59.4%、これは何を意味するかと言いますと、主食であるパン、米飯あるいは牛乳については給食会のほうで価格が固定されていますので、これを安くしたり高くしたりという献立内容を変更することはできません。それでおかずの部分でもって献立をいろいろ

ろ工夫するというので、それが27年度55.3%、前回から比べると2.数%落ちていますが、いわゆる工夫のしにくさ、工夫がしにくくなっているということがございますので、右側の今回改定案をそのまま適用しますとほぼ22年度改定時まで副食の割合が戻るということで、ある程度献立の工夫も可能になるのではないかと効果があるということで考えております。以上がこの報告書のポイントになる所でございます。続きまして先ほどの、訓令のほうをご覧くださいませうか、表の中でございますけれども、今回、文言の修正が若干ございましてそれを説明いたします。改正前が左側、改正後が右側ということで、改正前の左側ですが、第1条「この規程は」というのを、第1条「この訓令は」、訓令というふうに改正をいたします。規程という言葉よりもこの訓令というのが法形式上、正確なものでありますので訓令に変更します。それから第1条の4行目ですが、「月額決定、その他」という部分でございますが、まず月額決定という部分を「額」に変更したいと思います。これは題名が「学校給食費の額の決定」ということになっておりますのでそこに合わすということにします。それから「、その他」、「、」がないのが正しいその他の使い方ということで法規のほうとも調整し、「その他」ということにしたいと思います。それから第2条、給食費の額の次に、月額で定めたいので、2条のほうは「給食費の額は、月額とし」、とここで「月額」という文言を挿入したいと思います。それから第3条、「教育委員会は、保護者、校長、給食センター所長及び教育委員会が特に必要と認める者」とありますけれども、教育委員会までそのまま一つのかたまりとして読む可能性がある。つまり、保護者と校長先生と給食センター所長と教育委員会が特に必要と認める者、というふうに誤読をする可能性があるということ。実はこれは給食センター所長の次、教育委員会が特に必要と認める者、というふうに切り離されているんです。考え方としては、それを明確化するために3条のほうで「センター所長その他教育委員会が必要と認める者」というふうに、また今回、「特に必要と認める者」というふうな必要はございませんので、「必要と認める者」という形をとりました。続きまして下の欄のほうにいけますと改正前別記というのがあります。今、給食費の改定額の方になるんですけども、4,300円が小学校、中学校4,800円が次ページのとおり、4,500円、5,000円ということに改訂してあります。そこにつきましてはこの訓令は平成28年4月1日から施行するということで次年度の4月から適用したいというふうに考えております。説明は以上でございます。

添石委員長

それではご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。
はい、饒波委員。

饒波委員

今回、値上げなんですけれど、この値上げをするということを議会に提出すると

というのは今回が初めてですよ。

添石委員長

お願いします。

仲程課長

この給食費の額につきましては議会事項ではなくて、あくまでもこの教育委員会会議の規程でもって定めるということになっております。先日、議会の話をいたしましたけれども、それはある意味では保護者に負担をおかけするという政策になりますので、前もって議会の会派には給食費を少し上げたいんだということを説明したということでございます。正式にはこの場で、この規程の改正になります。議会の議案にはなりません。

本仲委員

今の額の値上げについての保護者への周知と言いますか、これはどのように考えておりますか。

仲程課長

この場で決定をいただきましたら年明けの1月に文書でもって学校をとおして保護者の方に周知するというのと、それから市民の友、広報誌がありますけれども、その3月号に掲載するというと、それからホームページ上でも改定案とそれからこの報告書を掲載して周知を図っていきたいと考えております。

本仲委員

その時に憂慮していただきたいのは、給食費の値上がりについて、僕が経験してきた糸満市の場合、各学校ごとにPTA保護者会をもって、その中で給食センターの方が説明に行っていたんですね。那覇市の場合は多くてできないとは思いますが、やっぱりこの値上げをする時に質問辺りは保護者から直接、学校長にいくと思うんですよ。学校長への周知もしっかりやっていただきたいと思っております。

仲程課長

実は今回の値上げに対しまして、前回もそうであったのですが、保護者の方々が誤解をしている部分も若干見受けられまして、つまり人件費に使われているのではないとか、そういう話は前回も出ました。今回もこの検討委員会をする中で保護者代表の方も数名おりましたが、そういうふうに思っている方もいたんです。そういったこともありますので、Q&Aというのを作りまして、それも同時に配布しようかと考えております。

本仲委員

これは是非、学校長に違う意味で気を使わせないような取り組みをお願いしたいなと思っております。

添石委員長

ほかいかがでしょうか。はい、神村委員。

神村委員

いろんな社会の状況とか考えた場合に、値上げはやむを得ないかと思いますが、10ページの資料を見ましたら沖縄県の中では一番高い料金になるわけですよ。ただ、貧困家庭が増えているという現状はあると思うんですね。そういう意味ではこれに対して就学援助等あたりでカバーができるかなと思うんですけども、おそらく10%の消費税が来る時も考えると、また上がるかなということ、これを機にいろんな不安が心の中に出て来ると思っています。ある意味では本当に先ほどお話がありました周知をしていく、理解をさせていくというあたりは、4月の入学

式辺りや、入学説明会の中でお話があるんですよ。これはやっぱり受益者負担ですよ、自分達が食べるものですから。特に単独校は説明がしやすいんです。99%の納入があったらおいしい給食が最後までいきますという感じで。これが、納入が下がると子ども達の給食もやっぱり影響が出てきますよと、この辺をしっかりと説明してもらおうと。しっかりとその担当の方にこの辺の周知をお願いしたいと思います。とても大事なことかなと思います。金額的に5,000円といたら重たいという感じがして、その辺の抵抗は本音としてありますけれども、でも5,000円で本当に1ヶ月分の子ども達のお昼は作れるかと言えば絶対にそうはいきませんので、親としては一番ありがたい給食だと思うんですよ。ですからその辺の周知をして理解が得られるような努力をお願いします。

添石委員長

よろしいでしょうか。はい、渡慶次教育長。

渡慶次教育長

ちょっと難しい話は置いておいて、消費税率、値上げする食品がありましたよね。生鮮食品、加工食品とか、この中で給食を作る時、仕入れる時に、これはかかる、かからないとか細かい話が出てきますよね。次の時点で。給食を作る時の材料として購入する時にこの分は消費税率据え置きとか、軽減税率ですが、それはその時にいろんな組み合わせで考えるものだと思うんですけど、この中に多少、消費税率が上がるという前提でやっている部分もありますよね。この部分の中で。

仲程課長

今回のこの算定ですが、実は26年度4月の消費税率5%から8%、その3%分については考慮しているんですが、次の10%はまだ考慮に入れておりません。10%になった時には軽減税率の話等々もありますので、どのくらいの食材費の値上がりがあるかという部分がちょっとまだ読めないの、それはそれである程度期間を経過した後にやっぱり厳しいなというような状況が出てきたら、再度そこで検討するという必要があるのではないかと。今回は10%のことは考慮されておりません。

本仲委員

今の教育長の話は保護者からも出てきそうですね。そうすると次のタイミングがまたあるということになるわけですよ。ちょっと厳しいのが、レストランでオムライスが50円上がったというのはあんまり関係ないのですが、公共料金が上がると、かなりピリピリするんですよ。消費者というのは。

渡慶次教育長

今、考えるようなものではないですよ。

仲程課長

ちょっと見当しきれないですね。

添石委員長

はい、神村委員。

神村委員

時期的にはそれを見越しての値上げと考える父母のほうが多いのかなと。時期的に今、出すということ事態は。

仲程課長

そういう考え方もひとつあるかとは思いますが、今回は、いわゆる先ほど話したように、10%に上がった時に実際上の値上りの額というのは把握しきれて

いないというのは当然、現実的にありますので、なるべく保護者に負担をかけないようにまず上げていくと。もし必要があれば長い期間据え置いて、どっと大きな額を上げるよりは、短い期間、5、6年単位の期間で上げていたほうが、いわゆる慣らされると言いましょうか、そのほうがいいのではないかとということもありません。

渡慶次教育長

大体、消費税上がる時に便乗値上げと思われないようにしてくれというふうに関から通知が来るじゃないですか。大体、公共料金というのは同時に上げづらくて1年間とか2年位我慢するんですよ。どうしても消費税あるいはその他の社会情勢で上げざるを得ないという時に、次の10%の話がなければ良かったんだけど、10%の話と今の時期がちょっと重なっているものだから、ちょっとそれとの兼ね合いで考える人も出てくるのかなとも思いますけれども。

田端部長

補足ですが9ページの資料4、平成9年に改定した後、次が22年の改定です。かなり空いているんですよ。この時に500円上げています。そうなりますと非常に家計にとっては大きな打撃があったという点、それからおそらく22年の改定までは何とか我慢しながら持ちこたえていると思うんですけれども、保護者、子ども達の家庭というのはアパートの家賃と違って、年度が来れば入れ替わっていくわけなんですよ。必要な物価が値上がりしているのに必要な値上げをある一世代に負担をかけると良くないのではないかとということで、まずはここで消費税8%分になった分を上げておいて、しばらくは様子を見て行こうというのが保護者にとっては無理がない改訂ではないかということで思っているわけです。一世代に大きな負担をかけずに、みんなで負担をしてという考えのもとで良いのではないかとということで、この検討委員会で検討されているということがございました。以上でございます。

添石委員長

少し私のほうからも先ほどから出ている消費税の部分で、丁度、同じ疑問で私も質問したかったのですが、その関連で7ページの資料2、単純に増減だけ見ると1.08から3.29まで数字があるんですが、よく資料を見ると純粋な物価上昇と消費税の分とあと円安という外的な分とが混在して見えるところがあるものですから、純粋な物価上昇がどうなのかというと、今、話を聞くと26年、本当は消費税3%上がった分が給食費に転化できないわけですよ。もらう方、収入としては。その分、実質負担がかかっているわけですよ。その辺のきちんと整理した説明が必要なのかなと、今後ですね。この資料を直してくださいということではなくて、今後、消費税が上がっていくことも含めて、おそらくいろんな質問、問い合わせが来るかなと思うので、純粋にこの資料だけで価格が推移しているという比率では見られないなと思ったものですから、一言、意見だけさせていただきたいと思います。後もう一点、先ほど規程が間違っていて本来、訓令だったと

いう話ですけど、先ほどの質疑をしていると、なにか私の中であんまりスッキリしないものですから、元々、訓令なのを規程というふうに扱いを間違っていたという、これをどのように受け止めたらよろしいですか。

仲程課長

法形式の中で、いわゆる自治体なんですけど、条例が一番上にありまして、市長規則とうちの教育委員会規則がございます。それから上司の部下に対するいわゆる職務命令みたいのもの一つの束にしたような規程の書き方があるんですけど、それがいわゆる規程という、最後に何とか規程という名称の打ち方をするんですけど、名称は規程なんですけど、法形式的には訓令という、いわゆる上司が部下に対する職務命令というふうな訓令というのが正式な呼び名で、それで第1条の趣旨の所は基本的に「この何々は」という場合には、「この条例は」あるいは「この規則は」という法形式の正確なものを打つわけです。それが謳われてなかったと、だからと言ってこれ全体が適用されないという意味ではないのですが、謳われていなかったので今回の改正で正式な訓令という名称に打ちかえるということです。

添石委員長

題字上の所だけ文言を訓令に治すということであって、これはあくまでも表題、みだしにあるこの規程としてのあるものは変わらないということですね。わかりました。よろしいでしょうか。ほかに意見、質問ないようですので、議案第33号「那覇市立小学校及び中学校の学校給食費の額の決定等に関する規程の一部を改正する訓令制定について」は、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

全 員

異議なし

添石委員長

それでは議案第33号は議決いたしました。続きまして会議の非公開について諮りたいと思います。続いての日程4、5については予算要求の数値が含まれるため、非公開にすることが適当であると思われれます。会議の非公開の可否について採決いたします。議事日程4と5については非公開としてよろしいでしょうか。

全 員

異議なし

添石委員長

それでは異議なしとのことですので、議事日程4と5については非公開といたします。関係者以外は退席をお願いいたします。

～ 非公開 ～

添石委員長

それではここで非公開を解かせていただきたいと思います。続きましての議事日程です。お手元に資料はございませんが、「委員長選挙」となります。現委員長、私の任期が平成28年1月4日までとなっておりますので、平成28年1月5日からの次期委員長についての選挙を行います。総務課長から委員長選挙に関する法律及び規則についての説明をお願いいたします。

山内課長

委員長選挙につきましては、改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条に規定があります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律が、今年度4月1日に改正されまして施行されておりますけれども、那覇市ではその施行

された法律による新教育長を設置しておりませんので、改正前の地教行法を適用して行うこととなります。その12条の中に、教育委員会は、教育長を除く委員のうちから委員長を選挙する。委員長の任期は1年であるが再選することができるとなっております。さらに改正前の那覇市教育委員会会議規則第2条で委員長の選挙の方法を規定しております。その中で単記無記名投票を行い、有効投票の最多数を得たものを当選人とするか、または委員に異議がない時は、指名推選の方法を用いることができるとなっております。この会議の中で、単記無記名投票で行うか、あるいは指名推選で行うか、どちらかの方法で委員長選挙をしていただくこととなります。以上でございます。

添石委員長

それでは今説明がありました選挙の方法は単記無記名投票または指名推選があるとのことですが、まずは指名推選を行って、推薦がない場合または複数の方が推薦された場合に投票ということでしょうか。

全 員

異議なし

添石委員長

それでは異議なしということですので、まずはどなたか推薦の方がおりましたらお願いしたいと思います。はい、饒波委員。

饒波委員

神村委員を推薦します。理由は、現在委員長職務代理者をされていますので、引き続き委員長の任務を果たしていただきたいと思いますので、神村委員を私は推薦いたします。

添石委員長

それでは今、饒波委員のほうから神村委員の推薦がございました。ほかいかがですか。

全 員

異議なし

添石委員長

それでは異議なしでございました。それではただ今、饒波委員から指名がありました、委員長は神村委員ということでご異議ないでしょうか。

全 員

異議なし

添石委員長

それでは異議ないようですので、新委員長は神村委員ということで決定させていただきます。任期は平成28年1月5日から平成29年1月4日までの1年間となります。よろしく願いいたします。では、神村委員から一言、ご挨拶いただければと思います。

神村委員

大変、荷が重いです。正直申し上げまして、できたらやらないでいたい。委員の席で充分でありますと私は。今の委員長のこの進め方とか、このパワフルな感じ、そしてこの若さに全然ついていけないと言いますかね、私にないものを全部持っておられましてね。その後に座るといのが私はずらいです。ですから私の心の支えになったのは、市長のおっしゃった、来た波には乗りなさいと。そういう意味で自分は断らないよ、というようなことでありましたので、頑張ります。任せてください。一応事務局のほうがとってもしっかりしていますから、おんぶ